

いばらき労働基準

発行所 一般社団法人 茨城労働基準協会連合会
 水戸市桜川 2-2-35 茨城県産業会館内
 ☎029-225-8881
<http://www.roukiren-ibaraki.or.jp>
 発行人 橋本篤弘
 制作 茨城弘報(株)
 定価 一部 120円
(会員の購読料は会費の中に含む)

NOVEMBER 2019
 VOL.616

11



錦秋の袋田(大子町袋田)

写真提供者：水戸市 水谷 啓一氏

●2019 11月号 CONTENTS●

11月は「過労死等防止啓発月間です」

- 「過重労働解消キャンペーン」を実施します…2
- 茨城県産業安全衛生大会が開催されました…4
- 働き方改革セミナー開催のご案内…5
- 有期契約労働者の育児休業・介護休業について…6
- 安心して働くための「無期転換ルール」とは…7
- あなたの会社は大丈夫？
- 人権に配慮した公正な採用選考ができていますか？…8
- 「財形貯蓄」を導入して、福利厚生を充実させませんか？…9
- 安全衛生優良企業は労働者の安全や健康を守る企業の証です…10

- 家内労働(内職)の委託者の皆様へ…11
- 茨城地区出張特別試験が実施される…11
- 改正労働基準法Q&A…12
- 講習会のご案内…13
- 茨城産業保健総合支援センターからのお知らせ…14
- 県内の労働災害発生状況速報…14
- 外国人労働者にフォークリフト運転等の資格を取らせたいと考えている事業主の皆様へ…15
- 令和元年死亡災害発生状況…15
- 茨城県 最低賃金 ……16

働き過ぎていませんか?



～トップが決意を持って、長時間労働の削減に向けた取組を推進しましょう。～

**毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。
同月間に「過重労働解消キャンペーン」を実施します。**

労働時間等の現状

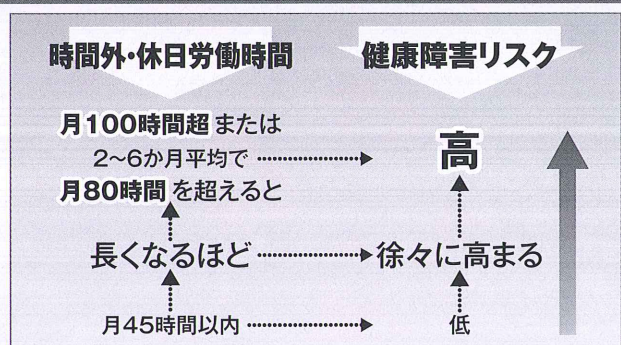
知っていますか?

労働時間の現状をみると、週の労働時間が60時間以上の労働者の割合は近年低下傾向であるものの、労働者全体の1割弱で推移しており、いまだ長時間労働の実態がみられます。また、脳・心臓疾患に係る労災支給決定件数についても依然として高い水準で推移するなど、過重労働による健康障害も多い状況にあるほか、割増賃金の不払に係る労働基準法違反も後を絶たないところです。

過重労働と健康障害の関連

長時間にわたる過重な労働は疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因です。具体的には、時間外・休日労働が月45時間を超えて長くなるほど、業務と脳・心臓疾患の発症との関連性が強まります。

(右の図は、労災補償に係る脳・心臓疾患の労災認定基準の考え方の基礎となった医学的検討結果を踏まえたものです。)



過重労働による健康障害等を防止するためにも、労働時間を適正に把握※1し、次の措置を講じましょう。

過重労働による健康障害を防止するために※2

①時間外・休日労働時間等を削減しましょう。

- 労働基準法が改正され、法律上、時間外労働の上限は原則として月45時間・年360時間となり、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることができなくなりました。(注1)(注2) 臨時的な特別の事情があって労使が合意する場合(特別条項)でも、法律に定める上限を守らなければなりません。
- 時間外労働は本来臨時的な場合に行われるものであること等を踏まえ、36協定(時間外労働・休日労働に関する協定)の締結に当たっては、労働者の代表(労働者の過半数で組織する労働組合又は労働者の過半数を代表する者)とともに、その内容が指針(注3)に適合したものとなるようにしてください。

(注1) 上限規制の施行は平成31年4月1日ですが、中小企業に対しては1年間猶予され令和2年4月1日からとなります。

(注2) 建設事業、自動車運転の業務など、特定の事業・業務については、上限規制の適用が猶予・除外されています。

(注3) 「労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長及び休日の労働について留意すべき事項等に関する指針」(平成30年9月、厚生労働省)

②年次有給休暇の取得を促進しましょう。

- 労働基準法が改正され、年5日の年次有給休暇(以下「年休」という。)を確実に取得させることが必要となっていますが、これは最低基準です。労働者に付与された年休は本来、すべて取得されるべきものです。年休を取得しやすい職場環境づくり、年休の計画的付与制度の活用等により年休の取得促進を図りましょう。

③労働者の健康管理に係る措置を徹底しましょう。

- 健康管理体制を整備するとともに、健康診断を実施しましょう。
- 長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対する面接指導等を実施しましょう。
- 労働安全衛生法が改正され、面接指導の対象が、「時間外・休日労働時間が1か月当たり80時間を超え、かつ疲労の蓄積が認められる者」に拡大されました。

賃金不払残業を解消するために※3

- ①職場風土を改革しましょう。
- ②適正に労働時間の管理を行うためのシステムを整備しましょう。
- ③労働時間を適正に把握するための責任体制を明確化しチェック体制を整備しましょう。

※1「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」(平成29年1月、厚生労働省)

※2「過重労働による健康障害を防止するため事業者が講ずべき措置」(平成31年4月、厚生労働省)

※3「賃金不払残業の解消を図るために講ずべき措置等に関する指針」(平成15年5月、厚生労働省)

厚生労働省では、過重労働解消キャンペーン期間中に、次の取組を行います。

1. 労使の主体的な取組を促します。

使用者団体や労働組合に対し、長時間労働削減に向けた取組に関する周知・啓発などの実施についての協力要請を行います。

2. 重点監督を実施します。

- ①長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場等
- ②離職率が極端に高い等、若者の「使い捨て」が疑われる企業等への監督指導を行います。

3. 電話相談を実施します。(10/27(日)に実施しました。)

「過重労働解消相談ダイヤル」(無料)を全国一斉に実施し、過重労働をはじめとした労働条件全般にわたり、都道府県労働局の担当官が相談に対応しました。



過重労働解消キャンペーンのほか、11月7日(木)「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催します。(13:30~水戸プラザホテル ガーデンルーム) 茨城会場

過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現に向け、過労死等とその防止について考えるシンポジウムを、過労死等防止啓発月間を中心とした期間に開催します。

また、過労死等防止啓発のためのパンフレットの配布や新聞、インターネットなど各種媒体を活用した周知・啓発を行います。

○過労死等防止対策推進シンポジウム

全国47都道府県において計48回開催します。(無料でどなたでも参加できます。)開催会場によって開催日時やプログラムは異なりますので、詳細は専用ホームページで御確認ください。

茨城労働局ホームページ

トップページ「イベント情報」で案内しています。



(厚生労働省委託事業)

労働条件相談ほっとライン

(月~金 17:00~22:00、土日・祝日 9:00~21:00)

労働基準関係情報メール窓口 (情報提供)

フリーダイヤル

はい!

ろうどう

0120-811-610

労働基準 メール窓口

検索

令和元年度 茨城県産業安全衛生大会が 開催されました。

第70回を迎えた全国労働衛生週間行事の一環として、労働災害の撲滅と職場の労働衛生管理水準の一層の向上を期して、令和元年度茨城県産業安全衛生大会が去る10月4日(金)、ザ・ヒロサワ・シティ会館(茨城県立県民文化センター)大ホールにおいて県内6つの労働災害防止団体が主催し、茨城県、茨城労働局、(一社)茨城県経営者協会、日本労働組合総連合茨城県連合会の後援、茨城産業保健総合支援センターの協賛をいただき開催されました。

大会には、県内事業場の事業者、労務・安全衛生担当者、行政機関等から計514人の方々の参加をいただきました。

開会に先立ち、労働災害による殉職者の方々に哀悼の意を表して参加者全員による黙とうが行われました。その後、第一部においては、特に顕著な安全衛生活動を行っている事業場やこれまで安全衛生活動に功績のあった個人をたたえ、茨城労働局長及び各労働災害防止団体の長からの表彰状の授与が行われ、茨城労働局福元局長、茨城県小泉産業戦略部長様、経営者協会加古会長様、連合茨城内山会長様からご祝辞を賜りました。

第二部では、最初に株式会社ケースホールディングスの上席執行役員 管理本部人事部長の大槻ゆかり様より働き方改革の取組として「女性活躍、仕事と家庭の両立支援から」と題して講演をいただきました。その後、本大会の特別講演としてアテネオリンピック柔道男子100キロ超級金メダリストの鈴木桂治様を招いて、「柔道と私」と題して講演をいただきました。多くの怪我や困難の中でも柔道への情熱を持ち続け、仲間との絆を大切にされる鈴木様の柔道に取り組まれる姿勢が、各企業の安全衛生管理活動に活かされるものでした。

最後に、労働災害の防止と「安全」、「健康」、「快適」な職場環境形成に全力を挙げて邁進することを誓う大会宣言案が読み上げられ、採択されて大会が終了しました。



**働き方改革
関連法本格施行**

働き方改革実現会議構成員 水町 勇一郎 氏に聞く

どうなる? どうする?

あなたの会社の「働き方」Ⅱ

「残業時間の上限規制」「年次有給休暇の付与義務の強化」「非正規雇用労働者の待遇改善」などを内容とする「働き方改革関連法」が今年の4月から順次施行されています。

2020年4月からは残業時間の上限規制の中小企業への適用と非正規雇用労働者の待遇改善の施行がはじまります。

政府の働き方改革実現会議構成員として、法律の原案である「働き方改革実行計画」の作成に携わった、水町勇一郎東京大学教授が、昨年に続き「働き方改革関連法」の詳細について説明するとともに、実務面で留意すべきポイントについて解説いたします。併せて改正健康増進法で強化された受動喫煙対策と職場におけるハラスメント対策についての解説も行います。

日時 ▶ 令和元年12月16日(月)

午後1時～午後4時30分
(開場12時00分)

場所 ▶ つくば国際会議場

多目的ホール
(茨城県つくば市竹園2-20-3)

講師

①働き方改革関連法本格施行一準備と課題一

～どうする中小企業への上限規制、どうなる非正規雇用(仮称)～

東京大学社会科学研究所教授 水町 勇一郎 氏



②受動喫煙対策について

労働衛生コンサルタント・薬剤師 労働安全コンサルタント 片倉 薫 氏



③ハラスメント対策について

茨城労働局雇用環境・均等室担当者

費用

無料

定員

500名 定員になり次第
締切とします



申込

①インターネットによるお申込

上記のQRコード又はホームページ内バナーから、お申込フォームに飛び、必須事項を記載してお申込下さい。

申込みフォーム ▶ <https://roukiren-ibaraki.or.jp/yoyaku1214/>

②下記申込用紙を使ってFAXによるお申込

事業場名			
事業場所在地	〒		
部署名	TEL		
	FAX		
氏名(ふりがな)		氏名(ふりがな)	

(注) 受講票等は発行いたしませんので、当日FAXした本申込書(写しでも可)をご持参ください。

FAX▶ 029-350-3202 茨城働き方改革推進支援センター 宛

ご記入いただいた個人情報は、本講演会の実施のため以外には使用いたしません。

主催：一般社団法人 茨城労働基準協会連合会
茨城働き方改革推進支援センター

後援：茨城労働局 / 日本労働安全衛生コンサルタント会茨城支部 /
茨城県社会保険労務士会

有期契約労働者^(※)の育児休業・介護休業について 平成29年1月より、取得要件が緩和されています!

(※)パート・アルバイト・契約社員などの呼称を問わず、1年契約・6か月契約など、期間の定めを設けて契約をしている労働者を指します。

育児休業制度について

申し出時点で以下の要件を満たす場合に取得が可能です

平成28年12月31日まで

- ① 同一の事業主に引き続き1年以上雇用されていること。
- ② 子の1歳の誕生日以降も引き続き雇用されることが見込まれること。
- ③ 子の2歳の誕生日の前々日までに、労働契約期間が満了しており、かつ、契約が更新されないことが明らかでないこと。

現 行

- ① 同一の事業主に引き続き1年以上雇用されていること。
- ② 子が1歳6か月に達する日までに、**労働契約(更新される場合には、更新後の契約)の期間が満了することが明らかでないこと。**

※従前の②雇用継続の見込みに係る要件は廃止

介護休業制度について

申し出時点で以下の要件を満たす場合に取得が可能です

平成28年12月31日まで

- ① 同一の事業主に引き続き1年以上雇用されていること。
- ② 介護休業開始予定日から起算して93日を経過する日以降も引き続き雇用されることが見込まれること。
- ③ 取得予定日から起算して93日を経過する日から**1年を経過する日**までの間に、労働契約期間が満了しており、かつ、契約の更新がないことが明らかでないこと。

現 行

- ① 同一の事業主に引き続き1年以上雇用されていること。
- ② 取得予定日から起算して93日を経過する日から**6か月を経過する日**までの間に、**労働契約(更新される場合には、更新後の契約)の期間が満了することが明らかでないこと。**

※従前の②雇用継続の見込みに係る要件は廃止

育児・介護休業制度 についてのお問い合わせは、茨城労働局 雇用環境・均等室へ (029-277-8295)
育児・介護休業給付金 についてのお問い合わせは、お近くのハローワークへ

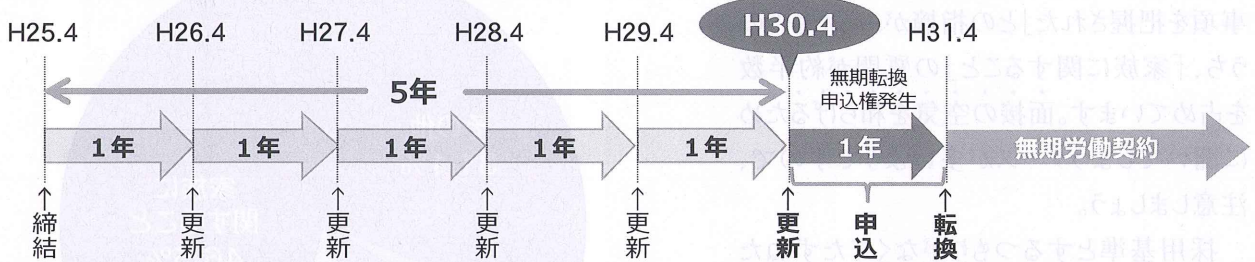
事業主の皆様・有期労働契約で働く皆さまへ

安心して働くための「無期転換ルール」とは ～平成30年4月から無期労働契約への転換申込みが本格化!～

無期転換ルールとは

有期労働契約が更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できるルールです。通算5年のカウントは平成25年4月1日以降に開始した有期労働契約が対象です。（労働契約法第18条：平成25年4月1日施行）

【平成25年4月開始で契約期間が1年の場合の例】



※ 無期労働契約の労働条件（職務、勤務地、賃金、労働時間など）は、別段の定め（労働協約、就業規則、個々の労働契約）がない限り、直前の有期労働契約と同一となります。労働条件を変える場合は、別途、就業規則の改定などが必要です。

対象となる方は

雇用されている方のうち、原則として契約期間に定めがある有期労働契約が通算5年を超える全ての方が対象です。契約社員やパート、アルバイトなどの名称は問いません。

無期転換の申込みは、書面で行うことをお勧めします

無期転換申込権の発生後、働く方が会社に対して無期転換する旨を申し出た場合、無期労働契約が成立します（会社は断ることができません）。この申込みは口頭でも法律上は有効ですが、のちのちのトラブルを防ぐため、書面で行うことをお勧めします。

無期転換ルールを避けることを目的として、無期転換申込権が発生する前に雇止めをすることは、労働契約法の趣旨に照らして望ましいものではありません。また、有期契約の満了前に使用者が更新年限や更新回数の上限などを一方的に設けたとしても、雇止めをすることは許されない場合もありますので、慎重な対応が必要です。

くわしくは無期転換ポータルサイトへアクセス！

無期転換ルールの概要や無期転換のメリットなどのほか、相談先である都道府県労働局の一覧等を掲載しています。

<http://muki.mhlw.go.jp/>

無期転換サイト

検索



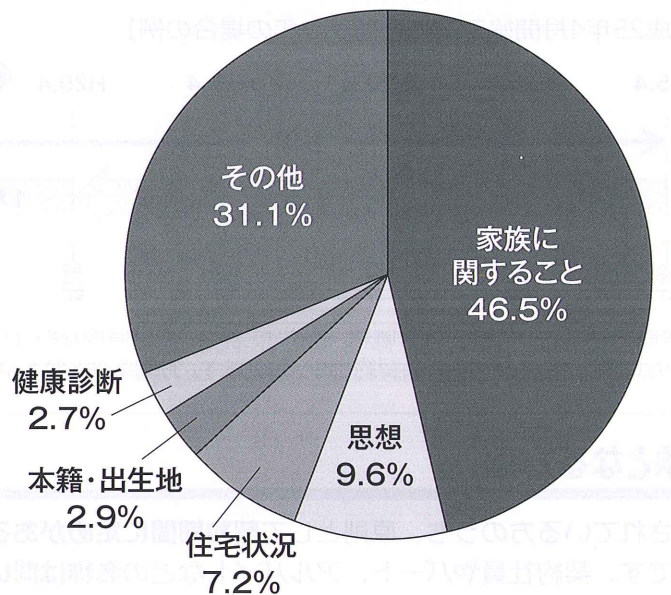
お問い合わせは、茨城労働局 雇用環境・均等室へ (TEL 029-277-8295)

あなたの会社は大丈夫？ 人権に配慮した公正な採用選考が できていますか？

不適切な採用選考の実態

応募者から「本人の適性・能力以外の事項を把握された」との指摘があったもののうち、「家族に関すること」の質問が約半数を占めています。面接の空気を和らげるために聞いてしまうケースが多いようですので、注意しましょう。

採用基準とするつもりがなくてたずねた内容であっても、回答を受け、いったん適性と能力に関係のない事項を把握してしまった結果、採否決定に影響を与える可能性も出てきます。エントリーシートや面接の質問内容には、十分な配慮が必要です。質問事項を事前に調整するなど、面接担当者間で不適切な質問に対する認識を共有しましょう。



平成29年度にハローワークで把握した1,088件の内訳

自社の採用選考における質問事項をチェックしてみましょう！

<エントリーシート編>

- 本籍や帰省先を記入する欄がある
- 健康状態や既往歴を記入する欄がある
- 家族構成や家族の職業など、家族に関することを記入する欄がある

<採用面接編>

- 場を和ませるつもりで、家族や出身地に関する話を聞いている
- 家の間取り、借家・持ち家などの住宅状況について聞いている
- 思想や信条に関する話、愛読書などについて聞いている

1つでもチェックが入ったら、不適切です。

上記の項目は本人の適性や能力と関係ありません。質問項目から外しましょう。

※詳しくは最寄りのハローワークまでお問い合わせ願います。



中小企業
事業主の
皆さまへ

「財形貯蓄」を導入して、 福利厚生を充実させませんか？

導入手続きは簡単！ 最寄りの金融機関にご相談ください。

中小企業で財形貯蓄を導入した場合、メリットがあります！

あなたの会社の魅力が、 格段にアップします。

多くの企業が実施している財形貯蓄制度ですが、中小企業単独では全体の1/4のみ。

福利厚生の充実は、就職時の企業選択の大きなポイントになっています。

福利厚生制度を1つでも多く導入することは、企業の魅力アップにつながります。

定着率アップや、 よりよい人材確保につながります。

財形貯蓄は、毎月コツコツと貯金ができるため、従業員に喜ばれる制度です。財形貯蓄習慣を得ることで人生設計が可能となり、安心感や意欲の向上にもつながります。『福利厚生の充実が定着率のアップにつながった』、という企業もあります。

【財形貯蓄とは】

財形貯蓄(※1)は従業員の財産づくりを事業主と国が支援する制度です。毎月、事業主が、従業員の給与から一定額を天引きして金融機関に払い込むことで、従業員の財産形成を確実に行うことができます。また、老後資金や住宅取得を目的とした貯蓄の場合、その利子が非課税となる**税制上の優遇措置**も行われています。

この制度を導入するに当たっては、労働組合等との「天引預入協定」や、社内規定の整備、金融機関との手続きなどの事務が必要となります。

また、制度導入を機に、事業主が利子分を上乗せして従業員の財形口座に払い込んだり、従業員のための住宅ローン制度(※2)を導入することも可能ですので、従業員のモチベーションの向上にもつながるでしょう。

1人でも従業員を雇用していれば導入は可能です。

※1 財形貯蓄は、昭和46年に制定された勤労者財産形成促進法に基づいて行われています。

使い道を限定しない一般財形貯蓄のほか、利子等が非課税となる財形年金貯蓄、財形住宅貯蓄があります。

※2 財形貯蓄利用者が利用できる公的住宅ローン【財形持家融資】です。

～福利厚生制度の充実のためにも、財形貯蓄の導入を検討してみてもいいかがですか？～

財形貯蓄の導入を検討する際のウェブサイトスクリーンショット。ナビゲーションメニューには「財形制度について」「貯蓄・融資のご案内」「個人の方へ」「法人・事業主の方へ」「手続き・導入について」があります。メインメッセージは「社員思いの会社になる。財形は社員のしあわせを会社がサポートする制度です」。右側には「法人・事業主の方へ」のメニューがあり、「法人・事業主の方トップ」「財形制度導入の概要」が示されています。また、「ご意見・ご質問をお待ちしております」として電話番号「03-6731-2935」や受付時間「平日 9:00～17:15」が記載されています。

詳しくは独立行政法人 勤労者退職金共済機構 勤労者財産形成事業本部のサイトをご覧ください。

財形制度についての概要やメリットなどのほか、各種お知らせを掲載しています。

<http://www.zaikei.taisyokukin.go.jp/zaikei.php>

財形制度 検索



安全衛生優良企業は労働者の安全や健康を守る企業の証です

労働者が安全・健康に働くことができる環境を作るとは、企業にとって不可欠です。

労働者にとっても、企業にとっても、求職者にとっても、ベストな労働環境を目指して—安全衛生優良企業認定を受けませんか？

安全衛生優良企業とは？

安全衛生優良企業とは、労働者の安全や健康を確保するための対策に積極的に取り組み、高い安全衛生水準を維持・改善しているとして、厚生労働省から認定を受けた企業のことです。

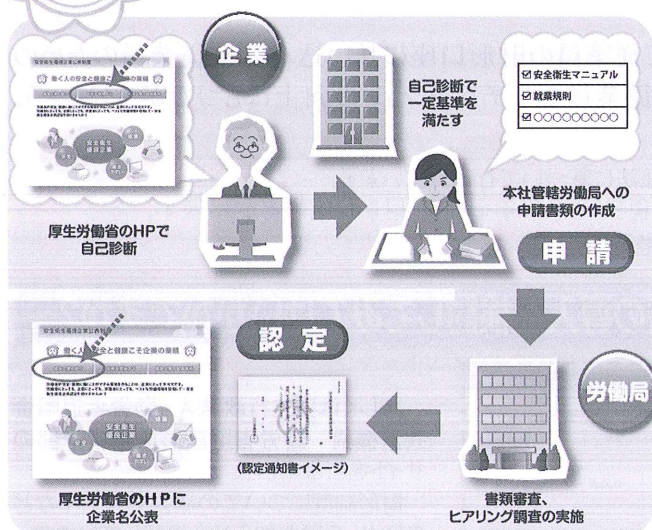
この認定を受けるためには、過去3年間労働安全衛生関連の重大な法違反がないなどの基本事項に加え、労働者の健康保持増進対策、メンタルヘルス対策、過重労働対策、安全管理など、幅広い分野で積極的な取組を行っていることが求められます。

基準を満たした企業は、3年間の認定を受けることができ、さまざまなメリットが得られます。



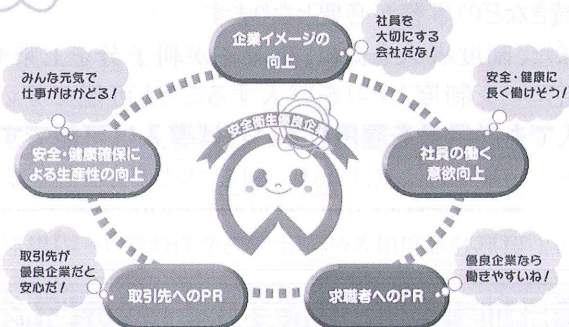
申請の方法は？

申請の方法は次のとおりです。
詳細は、安全衛生優良企業のホームページをご覧ください。



認定のメリットとは？


優良企業に認定されると、厚生労働省のホームページで企業名が公表されます。また、安全衛生優良企業マークが名刺や商品などに使用でき、さまざまな場所でPRすることができます。それによって、以下のような効果が生れます。



【認定制度】認定制度って何だろう

認定制度は、法律に定める一定の要件を満たせば、業種等にかかわらず、申請することができます。認定の証であるマークを商品、広告、求人票等に付し、認定を受けたことを対外的に明らかにすることで、企業イメージアップや優秀な従業員の採用・定着などにつながります。

安全衛生優良企業についての情報は、ホームページをご覧ください。
http://anzeninfo.mhlw.go.jp/shindan/shindan_index.html

お問い合わせは  厚生労働省茨城労働局労働基準部健康安全課
TEL 029-224-6215 FAX 029-224-6273

家内労働(内職)の委託者の皆様へ

厚生労働省が実施した家内労働(内職)に関する調査によると、委託者・家内労働者ともに、業務の危険有害性と、家内労働法上の安全衛生措置およびその他の災害防止対策について十分な認識を持たず、必ずしも積極的に災害防止に取り組んでいない現状が見受けられています。

このため、厚生労働省では、調査結果などを基に、作業ごとに対策や注意点を取りまとめた「災害防止対策ガイドブック(委託者用・家内労働者用)」、「好事例から学ぶ家内労働に関する安全衛生のポイント」を作成しています。茨城労働局でも配布していますので、安全衛生の向上にお役立てください(厚生労働省ホームページからもダウンロードできます)。

また、家内労働法の内容をまとめたパンフレット「家内労働のしおり」や伝票式の「家内労働手帳」もありますのでご利用ください。

茨城労働局賃金室 TEL 029-224-6216

災害事例と対策



換気扇のある部屋でシンナーを用いて部品を脱脂洗浄後、気が悪くなり歩行困難になった。
【対策】換気扇稼働時の取り付け、防塵マスクの使用(国家検定合格品)

有機溶剤を使用した作業について、長時間作業したため、身体がだるくなった。
【対策】有機溶剤の使用量の削減、休憩時間の確保、防塵マスクの使用(国家検定合格品)

皮革製品の接着作業中、有機溶剤が手に付着し、手が腫れ、発熱した。
【対策】不浸透性手袋の使用

長時間、換気設備のない部屋で業務を行っていた。特殊健康診断で肝機能の異常が指摘された。
【対策】換気設備の取付け、防塵マスクの使用(国家検定合格品)



掃除用のしきい接ぎりで作業場を清掃作業中、有機溶剤中毒になった。
【対策】全体換気、防塵マスクの使用(国家検定合格品)



災害を防止するために

- 定期的な家内労働者を訪問して、作業環境を確認しましょう
- Check ▶ 委託者が交付した災害防止に関する書面が作業場に掲示してあるか?
- 家内労働者が健康診断を受診しようとする時は、必要な援助に努めましょう
- 防塵マスクは国家検定に合格したものを使用するよう指導しましょう

▶「災害防止対策ガイドブック」

茨城地区出張特別試験が実施される

去る9月8日(日)、水戸市の茨城大学において衛生管理者等の出張試験が行われ、先日その結果が発表されました。試験結果の概要は下記のとおりです。

この出張試験は、公益財団法人安全衛生技術試験協会が実施し、当茨城労働基準協会連合会が事務局となっていて行っているものです。

なお、来年も実施を予定しておりますが、日程・場所が決まりましたら、会報及び当連合会のホームページでお知らせします。

実施結果

試験の種類	受験者数(人)	合格者数(人)	合格率(%)
第一種衛生管理者	900	343	38.1%
第二種衛生管理者	244	138	56.6%
ガス溶接作業主任者	74	60	81.1%
二級ボイラー技士	281	113	40.2%
ボイラー整備士	46	28	60.9%
クレーン・デリック運転士(クレーン限定)	132	53	40.2%
移動式クレーン運転士	11	5	45.5%
一級ボイラー技士	80	34	42.5%
エックス線作業主任者	109	76	69.7%
潜水士	25	25	100.0%
合計	1,902	875	46.0%

改正労働基準法

Q & A

36協定の「労働時間を延長して労働させることができる時間」の定め方

Q 4月に改正労働基準法が施行されましたが、当社の場合、36協定で結ぶ延長する時間数は、所定労働時間の1日7時間45分、1週38時間45分を基準に取り決め、監督署にもそれで届け出てきていました。従来、法定労働時間(1週40時間、1日8時間)を下回る所定労働時間を基準にして延長時間を協定したり、法定休日(1週1日または4週4日)での労働時間を含めて36協定を結ぶといったことでも構わないとされていたと思います。所定労働時間を基準とした場合に、これらの時間を法定労働時間を基準とした労働時間に換算する概算式も示されていたのではなかったでしょうか。しかし、今回、新しくなった36協定の様式を見ると、「法定労働時間を超える時間数」と「所定労働時間を超える時間数(任意)」の2つの欄が設けられているようです。今までどおりに「所定労働時間を超える時間数」のところだけで協定し、監督署にそれで届け出るということではいけないのでしょうか。

A 36協定は、本来「法定労働時間」を超える時間数について協定するもので、法定労働時間を下回る所定労働時間を基準に延長時間を協定したり、法定休日・法定外休日の労働時間を含めて協定して届け出るというのは、制度の趣旨に沿うとまではいえないものでした。ただ、労使慣行への影響等が考慮され、やむを得ないものとして取り扱われてきていたということになります。

しかし、この4月施行の改正労働基準法により、法定労働時間を超える時間外労働に、罰則付きで上限を設けるとされたことに伴い、必ず法定労働時間を基準とした時間数を協定して監督署に届け出るというようになりました。

したがって、『今までどおりに「所定労働時間を超える時間数」のところだけで協定』では不適切ということになります。むしろ、『「法定労働時間を超える時間数」だけは少なくとも協定』するということにしなければなりません。

延長することができる時間数					
1日		1箇月(①については45時間まで、②については42時間まで)		1年(①については360時間まで、②については320時間まで)	
法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数(任意)	法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数(任意)	法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数(任意)
○時間	△時間	○○時間	△△時間	○○○時間	△△△時間
○時間	△時間	○○時間	△△時間	○○○時間	△△△時間
○時間	△時間	○○時間	△△時間	○○○時間	△△△時間

必須

必須

必須

なお、所定労働時間を基準に時間外労働を管理している場合には、先ず「法定労働時間を基準とした延長時間」を協定し、その上で「所定労働時間を基準とした延長時間」を協定するという方法があります。36協定の新様式には、ご質問にもあるように任意の記載項目として「所定労働時間を超える時間数」の欄が設けられていますから、これを活用して、法定労働時間、所定労働時間を超えるそれぞれの時間数について協定し、監督署に届け出るということでもよろしいかと思われます。

【問合せ先 茨城労働局労働基準部監督課 TEL 029-224-6214】

講習会のご案内 (令和元年11月中旬~12月)

講習の種類		
開催日	開催場所	申込先
技能講習		
酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者		
12/9~10・11	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
12/10~11・12・13	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
有機溶剤作業主任者		
11/18~19	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
11/21~22	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
12/12~13	日立商工会議所会館 (日立市)	日立協会
12/16~17	ポリテクセンター茨城 (常総市)	常総協会
乾燥設備作業主任者		
11/19~21	ワークヒル土浦 (土浦市)	土浦、常総、龍ヶ崎協会
ガス溶接		
11/27~28	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
12/13~14	ワークヒル土浦 (土浦市)	土浦協会
玉掛け		
11/15~16・17	平成館 (古河市)	古河協会
11/28~29・12/2	中央安全衛生教育センター (水戸市)	水戸協会
12/5~6・7	日立商工会議所会館 (日立市)	日立協会
12/5~6・8・15	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
12/6~7・8	NC東日本コンクリート工業(株) (筑西市)	筑西協会
プレス機械作業主任者		
12/2~4	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
フォークリフト運転(学科)		
11/16	NC東日本コンクリート工業(株) (筑西市)	筑西協会
11/17	平成館 (古河市)	古河協会
12/2	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 (龍ヶ崎市)	龍ヶ崎協会
12/3	ワークヒル土浦 (土浦市)	土浦協会
12/3	ポリテクセンター茨城 (常総市)	常総協会
12/3	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者		
11/26~27	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
11/26~27	ワークヒル土浦 (土浦市)	土浦協会
12/3~4	日立商工会議所会館 (日立市)	日立協会
12/17~18	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
特別教育・その他の講習		
アーク溶接等の業務		
11/28~29	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 (龍ヶ崎市)	龍ヶ崎協会・常総協会
電気取扱業務(高圧)		
11/20~21	中央安全衛生教育センター (水戸市)	水戸協会
クレーン運転の業務(5トン未満)		
11/19~20	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
11/25・26・27	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 (龍ヶ崎市)	龍ヶ崎協会

12/4~5	常陸太田市商工会館 (常陸太田市)	太田協会
12/6~7	ワークヒル土浦 (土浦市)	土浦協会
12/13~14	ポリテクセンター茨城 (常総市)	常総協会
産業用ロボットの教示・検査等の業務		
11/25~26	中央安全衛生教育センター (水戸市)	水戸協会
特定粉じん作業		
12/11	日立商工会議所会館 (日立市)	日立協会
12/12	茨城県トラック協会県西部地区研修会館 (筑西市)	筑西協会
安全管理者能力向上教育		
11/25	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
職長教育		
11/26~27	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
12/17~18	ワークヒル土浦 (土浦市)	土浦協会
12/19~20	中央安全衛生教育センター (水戸市)	水戸協会
12/19~20	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
職長・安全衛生責任者教育		
11/19~20	日立商工会議所会館 (日立市)	日立協会
11/20~21	常陸太田市商工会館 (常陸太田市)	太田協会
安全管理者選任時研修		
12/12~13	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
KYTトレーナー研修会		
12/5~6	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
衛生推進者講習		
12/16	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
KYTリーダー研修会		
12/3	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 (龍ヶ崎市)	龍ヶ崎協会
フルハーネス型墜落制止用器具特別教育		
11/22	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
11/30	平成館 (古河市)	古河協会
12/4	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
12/17	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
外国人技能実習法		
技能実習責任者養成講習		
12/18	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会

◎詳細については、申込先の協会にお問い合わせ下さい。

連合会	☎ 029-225-8881	FAX.029-227-4507
水戸	☎ 029-233-6622	FAX.029-233-6626
日立	☎ 0294-23-3431	FAX.0294-23-3461
土浦	☎ 029-824-0324	FAX.029-824-0325
筑西	☎ 0296-24-2796	FAX.0296-24-9303
古河	☎ 0280-31-4176	FAX.0280-32-6116
太田	☎ 0294-72-3489	FAX.0294-73-2716
常総	☎ 0297-22-0949	FAX.0297-22-3537
龍ヶ崎	☎ 0297-62-7923	FAX.0297-64-1498
鹿島	☎ 0299-83-8440	FAX.0299-83-8478

茨城産業保健総合支援センターからのお知らせ

JPTEC協議会認定セミナー開催のお知らせ(参加費無料)

いまだに職場においては墜落転落、爆発、挟まれ巻き込まれ等の重篤な外傷を伴う労働災害が発生しています。これらの災害は発生しないよう未然に対策を講じることが大切ですが、実際に発生した場合には適切な救護を施すことが必要となります。

これまでの外傷に関する研究から、傷病者が死に至るまでの経緯や病態が解明されており、容態の悪化を防ぐための救護法が適切に施されなかった場合には防ぎえる外傷死(Preventable Trauma Death: PTD)に陥ることが指摘されています。

JPTEC(Japan Prehospital Trauma Evaluation and Care、外傷病院前救護ガイドライン)は、日本救急医学会公認のプレホスピタル(病院前)での外傷教育プログラムで、病院前救護に関わる救急隊や医療従事者を対象としたプロバイダーコース、ミニコースおよび非医療従事者を対象としたファーストレスポnderコースが設定されています。

本セミナーでは発見(事故等の覚知)から救急隊等へ引き継ぐまでの間の対応手順(状況評価、脊椎運動制限の考え方、傷病者評価)、手技(基本手技、オプション手技(BB固定、ログロール・ログリフト・ファイヤマンリフト))などについて講義と班別実習を交えて学んでいただき、外傷死を少しでも減少することに寄与できればと考えファーストレスポnderコースを企画した次第です。

日 時	令和元年12月5日(木) 13:00~16:00
場 所	茨城県職業人材育成センター本館4階中研修室A41 (水戸市水府町864-4)
対 象 者	産業看護職、衛生管理者、人事労務担当者、産業医等(定員28名) 注)日産産業医認定の対象外です。
テ ー マ	職場で外傷性の労働災害が発生した場合の適切な対応方法について (JPTECファーストレスポnderコース)
講 師	中谷 敦 先生(産業保健相談員、(株)日立製作所水戸健康管理センタ長) JPTECインストラクターの皆様
申込方法	当センターホームページから出来ます。

なお、事故現場での現実の対応はチームで対応するケースが多いと思います。単独の参加も大歓迎ですが、参加にあたっては職場の方(職種は問いません)をお誘いあわせの上複数名で参加されることもお勧めいたします。

本セミナーは一般社団法人JPTEC協議会認定のファーストレスポnderコースとして開催します。また、終了時に受講者全員に対し修了証を交付いたしますので奮ってご参加ください。

県内の労働災害発生状況速報 (令和元年9月末現在)

業 種 別		令 和 元 年		前 年 同 期	
計		(15)	1,886	(18)	2,092
製 造 業		(9)	566	(2)	615
鋳 業		(0)	6	(1)	5
建 設 業		(3)	203	(8)	223
内 訳	土 木	(1)	43	(4)	53
	建 築	(2)	104	(2)	98
	そ の 他	(0)	56	(2)	72
運 輸 交 通 業		(1)	241	(3)	262
貨 物 取 扱 業		(0)	23	(1)	25
農 林 業		(0)	28	(0)	30
畜 産 水 産 業		(0)	81	(0)	78
商 業		(1)	264	(2)	269
そ の 他		(1)	474	(1)	585

(注) ()内は、死亡者で内数

外国人労働者にフォークリフト運転等の資格を取らせたいと考えている事業主の皆様へ

茨城労働基準協会連合会・各地区労働基準協会では、技能実習生など外国人労働者に技能講習を受講させたいという事業者様からの要望もあり、修了試験問題を母国語で受けられるよう外国語の修了試験問題を準備しております。下記の受講条件をご理解頂いて技能講習等の受講ができます。

講習受講申し込みの際には、〇〇語の修了試験を希望とお申し出ください。

なお、講義及びテキストは日本語です。

受講条件

- 1 日常会話なら理解できる方
- 2 受講日までにテキストを使って予習ができる方
- 3 講義を理解するために講義中通訳を同席させることが可能な事業場
(通訳一人に対して外国籍の受講者は3名以内)

講習会場

中央安全衛生教育センター(水戸市)及び

通訳を同席することが可能な講義室を使用する茨城県内の地区労働基準協会

(対応講習・言語)

フォークリフト技能講習：英語・中国語・ポルトガル語・インドネシア語
 ガス溶接技能講習：英語・タイ語・インドネシア語
 床上操作式クレーン運転技能講習：英語
 玉掛け技能講習：英語

令和元年死亡災害発生状況

追加分

発生月 時間帯	職 年 種 経 験 年 数 種 齢 数	事業の種類	事故の型	災害の概要
			起 因 物	
7月 10～11時	作業者 60歳代 5年	ゴルフ場	高温・低温の 物との接触	ゴルフ練習場内の草刈作業後に芝刈機の刈刃の高さを調整していたところ、午前10時頃に急に体調を崩したため、屋根がある休憩場所で休憩していた。その後も体調が回復せず、救急車で病院へ搬送、入院していたが、後日死亡した。 当日の作業場所の気温は35度であった。
			高温・低温 環境	

令和元年死亡災害発生状況

9月発生分

発生月 時間帯	職 年 種 経 験 年 数 種 齢 数	事業の種類	事故の型	災害の概要
			起 因 物	
9月 9～10時	自動車整備工 40歳代 4年	自動車 整備業	はさまれ・ 巻き込まれ	自走式破碎機の修理を行うため、破碎する木材を入れる投入口を油圧で上に持ち上げた状態で、同機械に上がって破碎機部分の点検を行っていたところ、投入口が下がり、投入口と破碎機本体の間に頭部をはさまれ、死亡した。
			混合機・ 粉碎機	
9月 9～10時	作業者 40歳代 15年	木造家屋 建築工事業	感電	住宅新築工事で外壁取付作業中、台風の影響で屋外の引込線(100ボルト)の被覆が剥がれて足場の建地に引っ掛かり、設置した足場が通電状態になっていた。この状況に気付かず、被災者が足場に接触して感電、死亡した。
			送配電線等	
9月 11～12時	土工 40歳代 3年	その他の 建設業 —その他	はさまれ・ 巻き込まれ	工事現場で、トラックに載せて運搬してきたドラグショベルを下ろし、トラックを移動させたところ、トラックのタイヤが埋まって動けなくなった。このため、ドラグショベルのバケットにワイヤーロープを掛けて、トラックをけん引、移動させた後、バケットに掛けたワイヤーロープを被災者が取外していたところ、急に旋回したバケットとトラック後部の間に挟まれ、死亡した。
			掘削用機械	

最低賃金が、 ことしも 変わります。

確認しましょう!

茨城県 最低賃金

849 時間額 円

令和元年
10月1日から

27円
UP

雇う上でも、働く上でも、最低限のルール。
使用者も、労働者も、必ず確認。最低賃金。

最低賃金に関するお問い合わせは
茨城労働局または最寄りの労働基準監督署へ
茨城労働局ホームページアドレス
<https://jsite.mhlw.go.jp/ibaraki-roudoukyoku/>

最低賃金に関する特設サイト
<http://www.saiteichingin.info/>

WEBで確認!

最低賃金制度

検索



中小企業
事業者の
皆さんへ

賃金上げを支援する助成金があります!詳しくはWEBで確認。
賃金上げにお悩みの方は働き方改革推進支援センターにご相談ください。

業務改善助成金

検索

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

101.01